

まぐがわ環境だより

令和4年2月発行：環境推進課

ごみを燃やさないで！

●「野焼き」は法律で禁止されています

「野焼き」とは、屋外で廃棄物の燃焼を行うことですが、煙や悪臭で周辺住民に迷惑を掛けるため、一部の例外を除き、法律で固く禁止されています。

家庭から出るごみは燃やさずに、市の分別収集に出しましょう。

●草木等の野焼きは控えましょう

最近、市役所にこんな電話が多く寄せられています。

- 「においについて洗濯物が干せない」
- 「換気をしたいのに煙が入ってきて、窓を開けられない」
- 「呼吸器官の弱い子どもがおり、煙害に困っている」



これらの苦情の多くが、畑や庭から出た草木等の焼却によるものとなっています。

たとえ例外規定として認められている焼却であっても、大量の煙や臭いが発生して近隣に迷惑がかかる場合があります。

●農地における野焼きについて

農地であっても、他人に迷惑を及ぼすような焼却は認められません。
通報があり次第、消火させていただきます。

野焼きによって周辺環境に影響を及ぼさないよう、以下の点に気をつけたり、取り組んでいってみませんか。

- 草木等の焼却はできるだけ控えて、なるべく土に還したり、処理業者に搬入する。
- やむを得ず燃却する場合は、草木等をよく乾かし、風向きを考慮しながら最小限のものだけ焼却する。
- ご近所の理解を得て、迷惑にならないようにする。

問い合わせ：環境政策係 TEL：0537-35-0916
FAX：0537-35-0981

古布類のリサイクルにご協力ください



菊川市では、古布類のリサイクルを行っています。
回収場所や回収できるもの、注意事項をご確認いただき、ごみの削減とリサイクルにご協力ください。

●回収場所は？

- ①菊川市役所本庁駐車場北側（平日 8:30～16:30）
- ②環境保全センター（平日 8:30～16:30）
- ③赤土リサイクルステーション（毎日 8:00～17:00）※年中無休



●回収できるものは？

	回収できるもの	回収できないもの(燃えるごみまたは燃えないごみへ)
衣類	ワイシャツ、Tシャツ、下着、フリース、制服、スーツ、ジーンズ、セーター、水着、着物、体操着、ユニホーム、革ジャンなど	祭典用衣類、電熱ベスト、送風ジャケット、作業着、コルセット、じゅばんなど
バッグ類	トートバッグ、布バッグ、ウエストバッグ、ショルダーバッグ、リュックなど	エコバッグ、キャリーバッグ、スーツケース、ジュラルミンケース、ランドセル、ビニールバッグ、冠婚葬祭用バッグなど
靴類	タウンサンダル、ミュール、パンプス、スニーカー、サンダルなど両方揃っているもの	ブーツ、長ぐつ、安全ぐつ、ビーチサンダルなど
古布	シーツ、毛布、ハンカチ、カーテン、タオルケット、タオル、手ぬぐい、フланケットなど	ふとん、マットレス、キッチンマット、じゅうたん、まくら、クッション、カーペット、トイレマット、キルティングマット、電気毛布、裁断くずなど
ほか	靴下、帽子、ぬいぐるみなど	たび、手袋、着物帯、ベルト、ペット用品など

※回収できないものは分別し、指定袋に入れてごみステーションへ出してください。指定袋に入らないものは直接環境資源ギャラリーへ持ち込みをお願いします。

●注意事項は？

- ①古布類コンテナで回収できるものは、再度使用できるものに限り、**（回収した古布類は発展途上国などに輸出され、再度使用されています。）**
- ②臭い・汚れがひどいもの、濡れたもの、破れているもの、ペット用品は回収できませんので、ごみステーションに出すか環境資源ギャラリーへ持ち込みをお願いします。
- ③コンテナに出す時は、散乱防止のため袋に入れるかひもでしばって出してください。複数品目出す場合には、靴は別の袋に入れて出してください。



菊川市のホームページはこちら



きれいなふとんについては、環境保全センターで無料回収を行っています。
冊子「ごみの出し方」をご覧ください。環境保全センター（35-2065）へお問い合わせください。
環境推進係 TEL:35-0916